

第2章 環境保全対策の総合的な取組の推進

20世紀後半からの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動や生活様式の定着、都市化の進展により、生活排水による河川等の汚染や廃棄物問題、化学物質による環境汚染、更には身近な緑の減少など様々な形で環境問題が顕在化しています。

また、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球規模での環境問題も顕在化し、地球の生態系にも大き

な脅威を与えている状況にあります。

これらの問題を解決していくためには、経済社会システムの見直しやライフスタイルの変革に向けて、県民、事業者、行政が共通の認識に立ち、それぞれの役割を果たしていくことが重要であり、長期的な視野に立ち、各種の環境施策を総合的、計画的に進めていく必要があります。

第1節 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例

本県の環境行政の基本的方向については、平成8年12月に制定した「青森県環境の保全及び創造に関する基本条例」において定められています。

本条例は、本県の環境行政の基本理念、県民、事業者、行政の役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成8年3月に策定した「青森県環境基本構

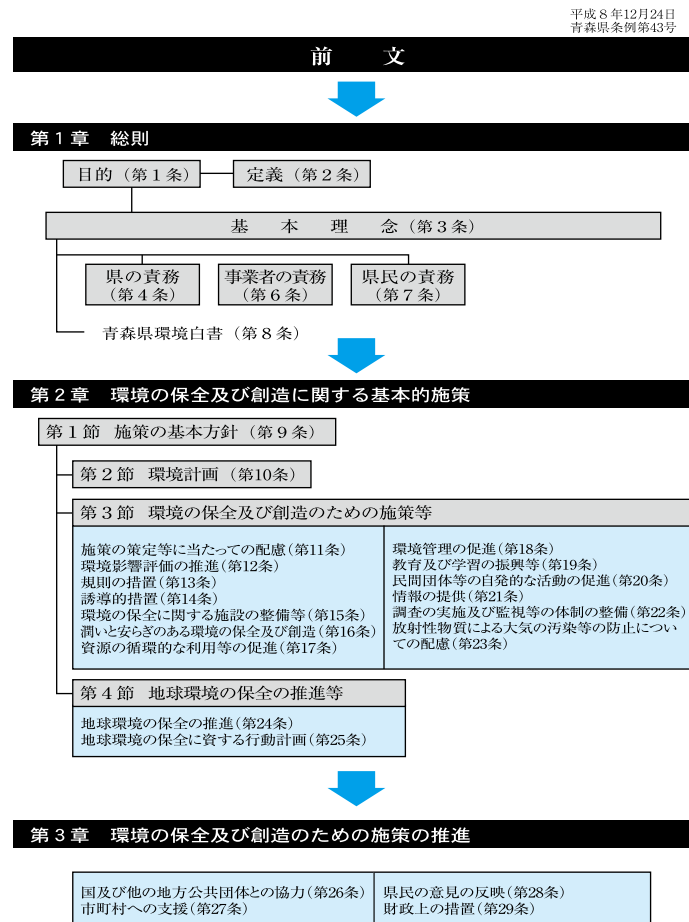
想」の考え方を踏まえ制定したものです(図1-2-1)。

本条例では、新たな環境施策を推進するために次の4つを基本理念として定めています。

〈基本理念〉

- 1 健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承
- 2 人と自然との調和の確保
- 3 持続的発展が可能な社会の構築
- 4 地球環境の保全の推進

図1-2-1 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例



資料：県環境政策課

第2節 青森県基本計画未来を変える挑戦

1 計画の基本的な考え方

「青森県基本計画未来を変える挑戦」（計画期間：平成26年度～平成30年度）は、県行政全般に係る政策・施策の基本的な方向性を、総合的かつ体系的に示した県行政運営の基本方針であり、「強みをとことん、課題をチャンスに」というコンセプトの下、県民一丸となって戦略的に挑戦し青森県の未来を県民自らの力でめざす姿に変えていくための計画です。

本県には、これから世界に通じる価値を生み出すための種となる地域資源があります。

例えば、世界自然遺産の白神山地や、平成25年に新たに創設された三陸復興国立公園のほか、津軽国定公園、下北半島国定公園などの自然公園があり、これらに代表される「豊かな自然」は県民が最も愛着を持っている地域資源となっています。

また、豊かな自然からもたらされる「きれいな水」は本県が誇る安全で安心な農林水産物の生産にも重要な役割を担っています。

こうした本県の地域資源や、これまで本県が取り組んできた成果や可能性については、強みとして徹底的に磨き上げ、活用することで、その価値が世界の中でより広く認められることが可能となります。

一方、人口減少や平均寿命の短さといった本県が抱える諸課題については、現状と今後の見通しを把握した上で、その解決にしっかりと取り組んでいく必要がありますが、課題は大きければ大きいほど、その解決によって得られるメリットは大きくなるものと考えられます。

また、課題解決の成果は、同様の課題を抱えている国内外の地域にとって役立つ知見となりますので、他から認められる価値を本県が生み出すことにもなります。

このように考えると、本県が抱える課題はむしろ伸びしろの大きいチャンスと捉えることができます。

こうした視点から、本県が解決しなければならない課題を認識した上で、今こそ課題解決のチャンスと捉え、課題解決を通して地域が成長していく取組を進めます。

2 2030年のめざす姿の具体像

この計画では、2030年におけるめざす姿として、「青森県の『生業（なりわい）』と『生活』が生み出す価値が世界に貢献し広く認められている状態」、言い換えれば「世界が認める『青森ブランド』の確立」を掲げています。

この「青森ブランド」とは、青森県産品のブランド化のみを指すのではなく、青森県の「生業（なりわい）」と「生活」が一体となって生み出す価値の総体を指します。具体的には、「買ってよし（ビジネスの対象としての価値）」、「訪れてよし（観光・交流対象としての価値）」、「住んでよし（生活対象としての価値）」の3種類の価値を備え、それが世界から認知されている状態をめざすものです。

計画では「産業・雇用」、「安全・安心、健康」、「環境」、「教育、人づくり」の4分野を設定するとともに（図1-2-2）、それぞれの分野ごとに「めざす姿」を掲げ（図1-2-3）、体系化された政策・施策に基づき、めざす姿の実現に向けた取組を推進します。

図1-2-2 計画を構成する4つの分野

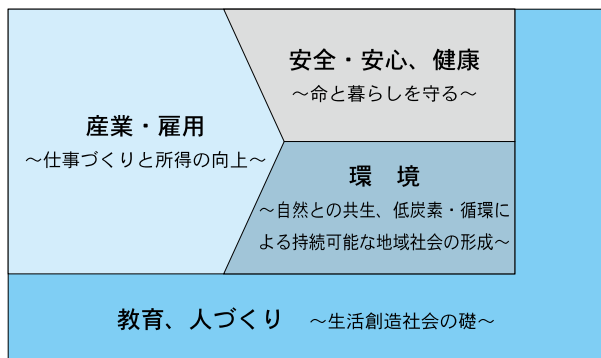


図1-2-3 環境分野のめざす姿

～自然との共生、低炭素・循環による持続可能な地域社会の形成～

- 自然と共生する暮らし
- 循環型社会の実現
- 低炭素社会の実現
- 環境にやさしい青森県民

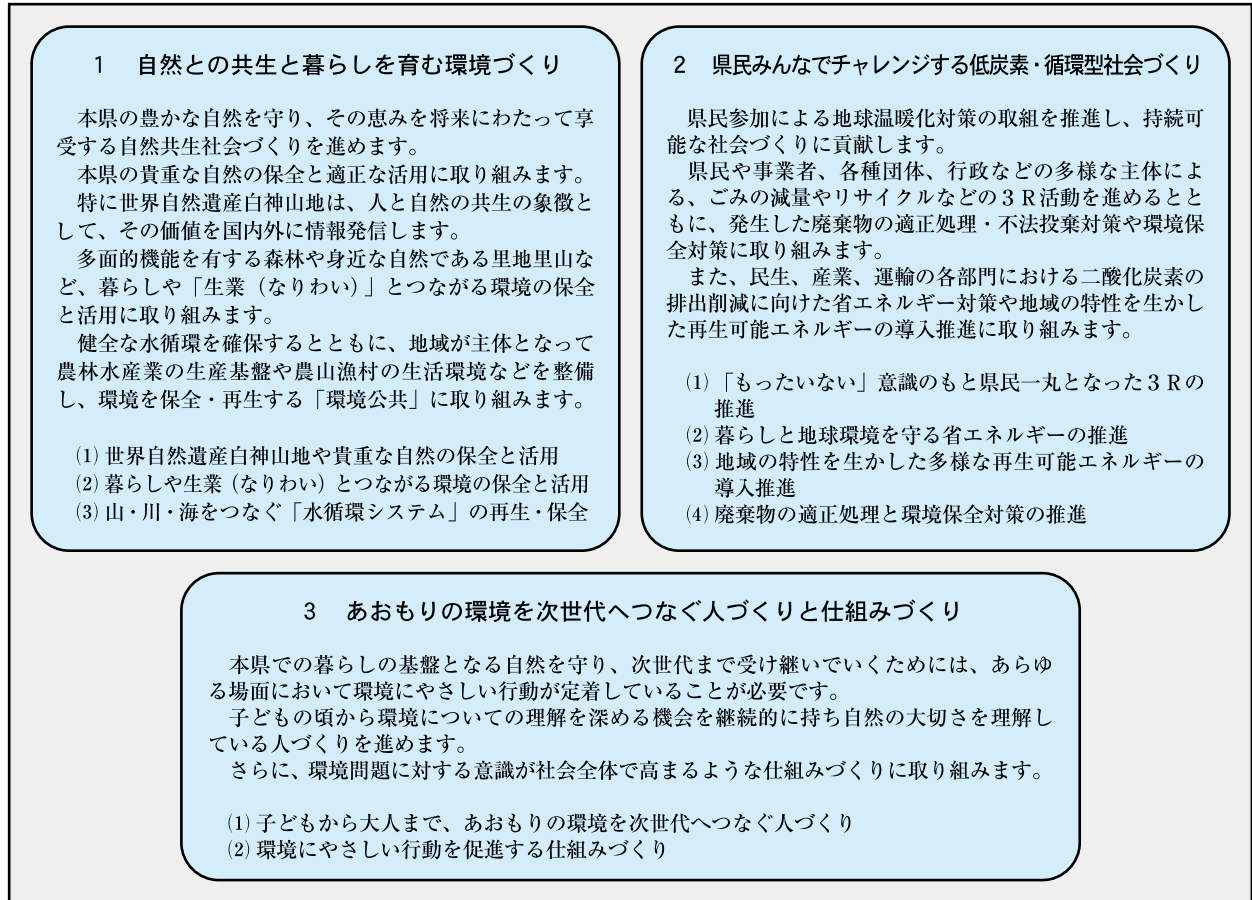
3 環境分野の政策・施策体系

以下は、環境分野に掲げる、3政策9施策の体系です。計画では、これらの取組を推進することにより、自然と

の共生、低炭素・循環による持続可能な地域社会の形成をめざすこととしています。（図1-2-4）。

[資料：図1-2-2～図1-2-4 県企画調整課]

図1-2-4 環境分野の政策・施策体系



第3節 青森県環境計画

1 青森県環境計画の策定

様々な環境問題が顕在化している中で、本県においても、すべての県民の参加と連携による日常生活及び経済活動と環境との調和を図りながら、良好な環境を保全し、創造することによって将来世代に引き継いでいくとともに、地球規模の環境問題に地域レベルから適切に対応していくため、平成8年12月に制定した青森県環境の保全及び創造に関する条例第10条の規定に基づき、平成10年5月に青森県環境計画を策定しました。

また、平成19年3月に第二次青森県環境計画、平成22年3月に第三次青森県環境計画、そして平成25年3月には第四次青森県環境計画を策定し、各種施策を推進しています。

2 第四次青森県環境計画

第四次青森県環境計画では、第三次計画同様、本県が

目指す環境の将来像を「循環と共生による持続可能な地域社会」とし、計画推進に当たっての基本目標や施策の展開方向を明らかにするとともに、県民、事業者、学校、環境保全団体及び行政などの各主体が環境への負荷が少ない日常生活や事業活動を進めていくための役割や行動指針を示しています。

また、東日本大震災の経験を踏まえ、政策の一つとして「東日本大震災からの創造的復興に向けた環境分野での取組」を新たな項目として設け、「災害に強い持続可能な地域づくり」、「放射性物質による環境汚染対策についての検討」の取組を追加したところです。

今後とも、計画の適切な進行管理を行い、本計画を着実に推進していくこととしています（図1-2-5）。

なお、本計画は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に規定する環境教育等に関する行動計画としても位置付けています。